

死亡届を出された際の手続きについて・・・手続きには届出する方の

印鑑及び通帳が必要です。

手続きが遅れますと、ご親族の方の不利益や、所定の手続きが煩雑になる場合もありますので、早めにされるようお勧めします。

種 類	手 続 き に つ い て
印鑑登録 (担当:町民生活課 住民係)	【印鑑登録証(カード)】をお返し下さい。(届出により登録が抹消されます。使用できないのでお持ちになっても差し支えありません。) ※ニセコ町に住所登録をしていない場合は、住所地の役所に返すか、お問い合わせください。
マイナンバーカード (住基カード) (担当:町民生活課 住民係)	【写真付きマイナンバーカード】をお返し下さい。(届出により登録が抹消されます。使用できないのでお持ちになっても差し支えありません。) 通知カードは返却の必要はございません。 ※ニセコ町に住所登録をしていない場合は、住所地の役所に返すか、お問い合わせください。
年金 (担当:町民生活課 住民係)	【国民年金】の場合は、役場の窓口で手続きをしてください。 ※国民年金以外の場合は所管の事務所等にお問い合わせ下さい。
健康保険証 (担当:保険福祉課 保健医療係)	【国民健康保険・後期高齢者医療保険】の場合は、役場窓口で手続きをして下さい。保険証は速やかに戻して下さい。 <u>※会葬礼状を1部お持ちください。(コピー可)</u> ※社会保険、共済等の場合は、勤務先または事業所で手続きをしてください。
福祉に関すること (担当:保険福祉課 福祉係)	【介護保険】・・・保険証を返し、喪失手続きをして下さい。 【各種障害手帳】・・・手帳をお返し下さい(身体・精神・療育) 【更生医療】・・・受給者証を返し、喪失手続きをして下さい。 【高齢者緊急通報システム】・・・機器をお返しください。 【重度障害者タクシーチケット】・・・お返しください。(本人以外は使用できません。) 【綺羅乃湯入館料減額証】・・・証書をお返しください。(本人以外は使用できません。)
町営住宅に入居の方 (担当:建設課 住宅管理係)	<u>入居変更</u> の手続きがありますので、住宅管理係にお問い合わせ下さい。
農地を所有している方 (担当:農業委員会)	<u>農地法第3条</u> ・・・相続により農地を取得したときは農地法に基づく届出が必要になります。登記が済みましたら、農業委員会にお問い合わせ下さい。

※上記以外に手続きが必要な場合がありますので、役場や勤務先等にお問い合わせ下さい。

ニセコ町役場連絡先 0136-44-2121(代表)